

て どり が わ か す み て い

手取川霞堤

中部地方の
選奨土木遺産

所在地：石川県能美市，能美郡川北町 竣工年：不明
管理者：国土交通省北陸地方整備局

平成 24 年度登録

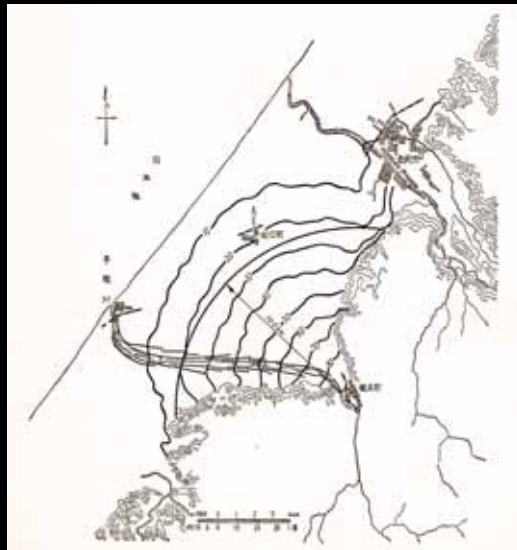
認定理由：手取川の扇状地上に築かれた前近代の治水技術を伝える大規模で貴重な土木遺産であり、見事な不連続堤を遺している。



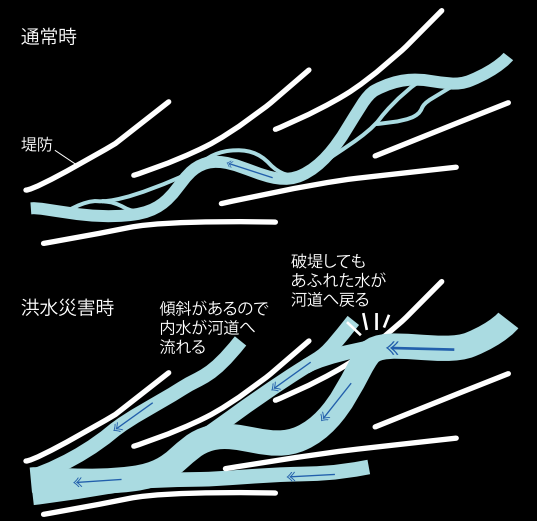
手取川の鳥瞰（金沢河川国道事務所提供）



堤防の先端 向こうに次の堤防が見える。



手取川の扇状地（橋本規明『新河川工法』森北出版、1956）



手取川霞堤の洪水時の働き

手取川につくられた堤防は霞堤といい、上空から見ると、上流に向かってハの字に開く不連続となっている。一般には、霞堤によって洪水を逆流させて洪水調節をするのだが、手取川の霞堤の場合は、それよりも悪水排除を兼ねており、万一上流で破堤した場合に控え壁で誘導して再び元の河道へ水を戻す働きが顕著である。そのため、現在は川に近い部分の堤防のみが遺されているが、かつては重層的にこうした堤防（控え堤）が設けられており、川に近い堤防から一番堤、二番堤、三番堤と呼んでいた。これらの控え堤は周辺の圃場整備や土地利用の変化によって次第に失われた。幕末から明治初期は洪水が続き、破堤と築堤の繰り返しであった。明治 24(1891)年にデ・レイケが視察し、明治 29(1896)年に改修工事が開始される。昭和 9(1934)年に大水害を受けて内務省直轄河川となり、この大水害で開口部から逆流氾濫した緩勾配部分は塞がれたが、大部分は霞堤のまま強化されている。同じ扇状地上に、平成 21 年度選奨土木遺産となった大水門をもつ「七ヶ用水」がある。

